

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和3年8月25日(水) 13:30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長  
関 守 委 員  
森 田 委 員  
田 中 委 員  
奥 山 委 員  
大 谷 委 員  
清 水 教育企画監  
今 西 教育総務局長  
橘 生涯学習局長  
川 嵩 学校教育局長  
藁 科 総務課長  
中 嶋 福利厚生室長  
吉 田 教職員課長  
宮 田 人権教育推進課長  
田 中 生涯学習課長  
吉 富 スポーツ課長  
川 口 プロジェクト推進室長  
栗 生 文化遺産課長  
深 野 県立学校教育課長  
上 村 特別支援教育室長  
木地尾 全国高総文祭推進室長  
鍋 田 義務教育課長  
青 石 教育支援課長  
西 嶋 教育センター学びの丘所長  
大 樫 紀南教育事務所長  
平 秘書広報班長  
竹 田 総務課副主査  
明 利 総務課主事

## 1 開 会

○**教育長** ただ今から、教育委員会 8 月定例会を開会する。

○**教育長** 本日の議題である、議案第 16 号、議案第 17 号については、議会の議決を経るべき案件であるため、また議案第 18 号については公開することによって、教育行政の公正、また円滑な運営に著しい支障を及ぼす恐れがあるため、またその他の「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による知事専決処分」については公開することによって個人に関する情報を含み、個人の権利利益を害するおそれがあるため、これらを非公開としたいがよろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** それでは、議案第 16 号から議案第 18 号及びその他の 1 件については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

令和 3 年 7 月 21 日 (水) の定例会会議録について、承認した。

## 3 付議事項

### 議案第 13 号

県立中学校教科書採択について

○**教育長** 「県立中学校教科書採択について」、これまでの経過も踏まえて説明願いたい。

### ○**義務教育課長**

中学校の教科書採択においては、令和 3 年度は、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第 6 条の各号に掲げる場合を除いて、令和 2 年度と同一の教科書を採択することになる。本年度は、無償措置法施行規則第 6 条 3 号に該当するケースとして、社会の歴史的分野において、自由社の「新しい歴史教科書」が教科用図書検定規則第十二条の規定による再申請により、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったので、社会の歴史的分野についてのみ採択替えを行うことが可能となった。

そこで、5 月から教育委員の皆様にも新たに発行された自由社の「新しい歴史教科書」の調査を始めていただいた。

6 月 4 日には、和歌山県教科用図書選定審議会からの答申として、中学校で使用する教科書の採択については、中学校学習指導要領の趣旨及び各教科の「目標」や「内容」を十分踏まえること、中学校教科用図書選定資料を活用し、十分な調査研究を行うことが示された。

6月30日の委員協議会では、中学校教科用図書選定資料や昨年度の関係資料をもとに、自由社と現在採択している東京書籍を中心に教科書の概要を説明し、内容をご確認いただき、選定資料等を活用し、教科書の調査研究を一層進めていただくようお願いした。

7月21日の委員協議会では、社会の歴史的分野の採択に向けて、ご審議いただいた。

そうしてできたものが本日の採択案となる。審議をお願いしたい。

### ○教育長

本日は、教育委員会として、県立中学校5校の令和4年度使用教科用図書を採択する。委員の皆様、原案、特に採択替えが可能となる社会の歴史的分野について何かご意見等はございませんか。

### ○森田委員

昨年度、多くの教科書を見てきたが、目標や課題が示されることで、「何を学ぶのか」や「どんな力を身に付ければよいのか」を子供たちが明確にとらえて、目的意識をもって学習に取り組めると感じていた。こうした視点で、現在採択している東京書籍と新たに発行された自由社を見ていくと、東京書籍では、章の課題、探究のステップという節の課題、1時間ごとの課題が明確に示されていて、見通しをもって学習に取り組めると感じた。

### ○田中委員

昨年も申したことと重なるが、東京書籍は、知識・技能を活用する場面や、思考場面が豊富に設けられており、特に、思考ツールを活用して単元を振り返るなどの工夫が、県立中学校にふさわしいと感じている。引き続き、東京書籍を採択することが望ましいと考える。

### ○関守委員

5月以降、社会の歴史的分野について調査研究をしてきたが、教科書としての構成の面を考えると、東京書籍の方が自ら課題を見つけ主体的に探究していく、あるいは他者との対話の中で学ぶという狙いがうまくまとめられていると感じる。新しい学習指導要領の趣旨に沿った図書という観点から見ると東京書籍が優れていると感じる。

### ○奥山委員

自由社の「新しい歴史教科書」は文字が太くてはっきりして、読みやすいと感じた。現在採択している東京書籍は、技能を身に付けさせるための「スキルアップ」や、今求められる「対話的な学び」を実現するための工夫として、「みんなでチャレンジ」などのコーナーを随所に設けており、先生方が扱いやすい教科書になっていると感じる。

引き続き、東京書籍を採択することが望ましいと考える。

○大谷委員

中学校教科用図書選定資料をもとに、東京書籍と新たに発行されることとなった自由社の「新しい歴史教科書」の調査研究を行ってきた。

自由社は、イラストの吹き出しを使って子供たちに疑問を出させたり、考えを引き出すような工夫を感じたが、総合的な面で考えると引き続き東京書籍を採択することが望ましいと考える。

○教育長 それでは、原案を採択することとしてよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 一覧のとおりこれらの教科書を採択することとする。

議案第 14 号

令和 4 年度県立高等学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和 4 年度県立高等学校使用教科用図書の採択について」、説明願いたい。

○県立学校教育課長

高等学校については、令和 4 年度入学生から新学習指導要領となり、令和 4 年度の 1 年生は、新学習指導要領に応じた教科用図書、2、3 年生については、現行の学習指導要領に基づいた教科用図書をそれぞれ採用することとなる。

令和 4 年度県立高等学校使用教科用図書の採択に係る流れであるが、各高等学校において、文部科学省検定済みの教科用図書について、各教科の教員を中心に学校長とともに調査を行った後、各教科の推薦順位 1 位から 3 位までが申請される。申請された教科用図書については、指導主事を中心にそれぞれの学校の教育課程に沿ったものかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているかを審査した。それをもとに 8 月 5 日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請された 1 位の教科用図書について、各指導主事から問題なしと審査報告を受けたものである。

各学校の申請順位 1 位のものについて、来年度の採択としたいと考えている。審議をお願いしたい。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 14 号については、原案のとおり決定する。

## 議案第 15 号

令和 4 年度県立特別支援学校使用教科用図書採択について

○教育長 「令和 4 年度県立特別支援学校使用教科用図書採択について」、説明願いたい。

### ○特別支援教育室長

令和 4 年度県立特別支援学校使用教科用図書採択について内容は大きく分けて 3 点。

1 点目は特別支援学校小学部及び中学部で使用する小学校用、中学校用及び特別支援学校用教科書目録掲載図書の採択案についてである。知的障害のない小学校用及び中学校用の教科書については、県内 8 つの各地域で採択された教科書があり、各学校の住所がある地域によってそれに準じている。なお、和歌山盲学校については、点字版のある教科書が必要なため、一部異なる。また、視覚、聴覚及び知的障害がある特別支援学校用の教科書については、文部科学省が作成した教科書を使用することとなる。

2 点目は知的障害のない特別支援学校高等部の生徒が使用する高等学校用の文部科学省検定済の教科書の採択案についてである。先の議案第 14 号で県立学校教育課長から説明のあった教科書と同様に、8 月 5 日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請されたものを指導主事が審査、選定している。

3 点目は知的障害のある児童生徒が使用する学校教育法第 9 条第 1 項の規定による教科書、いわゆる一般図書と呼ばれる絵本や図鑑等の採択案についてである。小学部や中学部等の義務教育段階のものは無償となるが、絵本等ということもあり、価格が高額となる。代替できるものはないかなど学校と協議を重ね、必要性があると確認できるものを選択している。

各学校の教育課程との整合性を踏まえ、審査会でも協議した結果、それぞれ適切と判断できる採択案であると考えている。審議をお願いしたい。

### ○森田委員

和歌山盲学校の採択案の中に、十数万円と高額なものがあるが、なぜか。

### ○特別支援教育室長

図等を点字化している教科書が複数冊セットになっており、また、代替できるものがないため、これらを採択案としている。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 15 号については、原案のとおり決定する。

## 4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

9月8日(水) 9月議会開会

9月15日(水)～21日(火) 本会議

9月22日(水) 文教委員会 予備日24日(金)

9月27日(月) 本会議

9月28日(火) 閉会

9月30日(木) 教育委員会9月定例会

10月28日(木) 教育委員会10月定例会

### <非公開議案>

#### 4 付議事項

##### 議案第16号

和歌山県進学奨学金等に係る貸付金返還請求訴訟の提起について  
生涯学習課長から、「和歌山県進学奨学金等に係る貸付金返還請求訴訟  
の提起」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第17号

和歌山県修学奨励金に係る貸与金返還請求訴訟の提起について  
生涯学習課長から、「和歌山県修学奨励金に係る貸与金返還請求訴訟の  
提起」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第18号

令和4年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について  
県立学校教育課長から、「令和4年度和歌山県立高等学校入学者選抜実  
施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

## 5 その他

地方自治法第180条第1項の規定による知事専決処分について  
総務課長から、「地方自治法第180条第1項の規定による知事専決処  
分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

## 6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会  
する。 (14:16 閉会)